

殿

文化庁長官

印

登 録 通 知 書

年 月 日付けで美術品の美術館における公開の促進に関する法律第3条第1項の登録の申請があった貴殿所有の下記の美術品については、年 月 日付け登録番号第 号をもって美術品登録簿に登録されましたので、通知します。

記

| | | | |
|--------------------|----------|------|---------|
| 登録美術品の名称 | | | |
| 員 数 | | 種 類 | |
| 所有者の氏名又は 名称及び住所 | (氏名又は名称) | | |
| | (住 所) | | |
| 寸法、重量、材質 その他の特徴 | | | |
| 制 作 者 の 氏 名 | | | |
| 生 年 及 び 死 亡 年 | 年 ~ 年 | 制作時期 | 年 (~ 年) |

[備考]

- この通知を受けた日から3月以内に、上記登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は、当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないときは、法第6条第1項の規定により、登録は取り消されること。
- 貴殿又はその承継人は、以下の場合には、法令の規定により、文化庁長官に報告又は届出をすること。
 - 相続又は合併があったときは、届出（第5条（別記様式第4号））。なお、この届出の後、遺産の分割等によって登録美術品の所有権に変動が生じたときは、その旨を記した書類の提出。
 - 登録美術品（重要文化財に指定されたものであるものを除く。ただし、重要文化財については、文化財保護法による届出をすること。）を契約美術館の設置者に引き渡す前に、その全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、報告（第8条（別記様式第7号））。
 - 登録美術品公開契約を締結したときは、報告（第9条（別記様式第8号））。
- 登録美術品の所有権に変動が生じたときは、契約美術館の設置者に直ちに連絡すること。